

# 監査結果報告書

## (定期監査・行政監査)

(平成29年3月31日)

監査対象局等 総務局・出納室・病院局

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を、同条第9項及び第10項の規定により公表します。

平成29年3月31日

高松市監査委員

吉田 正己 (よしだ まさみ)

鍋嶋 明人 (なべしま あきひと)

藤原 正雄 (ふじはら まさお)

白石 義人 (しらいし よしひと)



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

# 平成28年度定期監査及び行政監査の結果について

## 1 監査対象局等及び所属別監査結果

### (1) 総務局

	所管課等	指摘	意見	合計
1	総務局		1	1
2	秘書課			
3	総務課			
4	コンプライアンス推進課			
5	人事課		5	5
6	人事課 (行政改革推進室)		4	4
7	危機管理課		1	1
8	情報政策課			
9	広聴広報課		1	1
	合計		12	12

**【指摘】**  
 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの。

**【意見】**  
 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの。

### (2) 出納室

	所管課等	指摘	意見	合計
1	出納室		2	2
	合計		2	2

### (3) 病院局

	所管課等	指摘	意見	合計
1	病院局	1		1
2	市民病院事務局 総務課	3		3
3	市民病院事務局 経営企画課			
4	市民病院事務局 医事課			
5	塩江分院事務局			
6	香川診療所事務局			
7	新病院整備課			
	合計	4		4

## 2 監査実施期間

平成28年12月27日から平成29年2月23日まで

## 3 監査対象事務

総務局及び出納室・・・財務に関する事務の執行及び行政事務の執行

病 院 局・・・経営に係る事業の管理

## 4 監査対象となる事務の執行年度

平成27年度及び平成28年度

## 5 監査の方法

前記監査対象事務について、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）及び第15項（組織及び運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかに意を用いた。

また、重点取組事項の「市民目線に立つ行政監査」及び「内部統制のチェックと提案型の監査」として、総務局においては「高松市のインターンシップ制度について」、「高松市の職員提案制度について」及び「内部統制としての包括外部監査制度の活用等について」をテーマとし、監査を実施した。

監査に当たっては、対象局から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。さらに、上記の行政監査テーマにおいて、実地監査を行った。

## 6 監査の結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過する日の属する月の末日までを目途に行われたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

平成28年度定期監査及び行政監査結果一覧（総務局・出納室・病院局）

H29.3.31

結果No.	区分※	項目	公表文該当ページ	所管課等
1	意見【重点】	インターンシップ実習生の受入のあり方について	P5	総務局 人事課
2	意見【重点】	インターンシップ実習生の受入手続の迅速化について	P6	
3	意見【重点】	インターンシップ制度の活性化について	P7	
4	意見【重点】	インターンシップ制度における瀬戸・高松広域連携中枢都市圏域内の連携について	P8	
5	意見【重点】	採用提案の進捗状況の把握及び進行管理について	P10	総務局 人事課 (行政改革推進室)
6	意見【重点】	採用提案の進捗状況の公表及び周知について	P11	
7	意見【重点】	実効性のある採用提案の実施体制の構築について	P12	
8	意見【重点】	職員提案制度の活性化について	P13	
9	意見【重点】	内部統制としての包括外部監査制度の活用等について	P15	総務局
10	意見	非常勤嘱託職員の出勤簿等について	P16	総務局 人事課
11	意見	災害対策に関する情報の市民への周知について	P17	総務局 危機管理課
12	意見	全庁におけるホームページの適切な運用について	P18	総務局 広聴広報課
13	意見	支出命令に係る適切な審査体制の確保について	P19	出納室
14	意見	発注簿等他局検査について	P20	
15	指摘	減損会計の導入について	P21	病院局
16	指摘	紙決裁文書の適正な取扱いについて	P22	病院局 市民病院事務局 総務課
17	指摘	契約保証金の免除について	P23	
18	指摘	時間外勤務手当の集計について	P24	

- ※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの。
- ※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの。
- ※ 【重点】 …… 「平成28年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。本市の事務事業が適正に行われているか、法令違反の指摘にとどまらず、市民目線に立つ行政監査等を行った。

《参考》平成28年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成28年度の重点取組事項

(2) 市民目線に立つ行政監査

本市の事務事業が適正に行われているか、市民目線に立ち、昨年度の監査実施計画に掲げた観点はもとより、次の観点到留意して行政監査を実施する。

ア 市民に提示した市の取組方針（議会答弁、各種計画、公表文等）が、着実に実行されているか。

イ 市が実施する施策が、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたものとなっているか。

(3) 内部統制のチェックと提案型の監査

執行機関等の内部統制が有効に機能しているかをチェックし、その整備・充実につなげる。

また、各局に共通して指摘等が繰り返される事務処理誤りの原因究明に努め、必要に応じて、その背景にある、ルールや制度、チェック体制等について、改善の提案を行う。

平成28年度 高松市監査実施計画へのリンク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuin/KANSA/kansa/gaiyou/keikaku/keikaku28.pdf>

平成27年度 高松市監査実施計画へのリンク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuin/KANSA/kansa/gaiyou/keikaku/keikaku27.pdf>

## 高松市のインターンシップ制度について

### 1 テーマについて

厚生労働省が平成28年10月25日に公表した「新規学卒者の離職状況」によると、大学卒業者の3年目までの離職率は31.9%に上るなど、4年連続で3割を超える状況である。インターンシップ制度は、こうした雇用のミスマッチの解消策の一つとして、機能している。

高松市では、インターンシップ実習生を広く受け入れ、本市の業務及び職場の実態等を知る機会を提供しているほか、本市の魅力を発信する場としても活用している。

高松市監査委員は、優秀な人材の確保策としても期待されるインターンシップ制度の運用について、「高松市のインターンシップ制度について」をテーマとして、市民目線の立場に立ち、書面及び実地にて監査を行った。

なお、監査対象は、総務局 人事課である。

### 2 監査のポイント

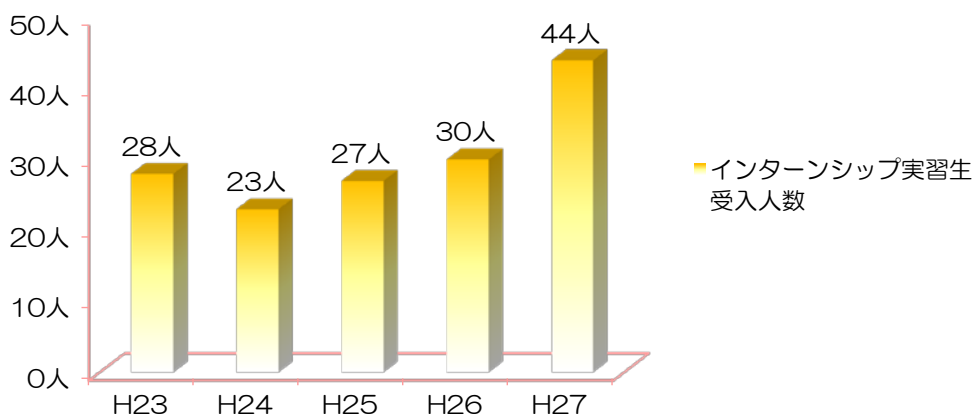
市民目線の立場に立つため、下記の調査を行った。

- (1) 現地調査  
大学に出向き、学生の応募状況を中心に、聞き取り調査を行った。
- (2) 市議会での質問と市長等の答弁内容
- (3) 他都市でのインターンシップ制度の運用状況
- (4) 民間企業でのインターンシップ制度の運用状況

### 3 本市におけるインターンシップ制度の特色

高松市は、平成15年7月から、インターンシップ制度を導入している。

毎年20人を超えるインターンシップ実習生を受け入れており、近年では増加傾向にある。



# 行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.1

監査実施年度／対象局等

平成28年度／総務局

告示番号	高松市監査委員告示第8号	告示日	平成29年3月31日
所管課等	人事課	区分	意見【重点】
意見の項目	インターンシップ実習生の受入のあり方について		
意見を付す理由	<p>短期間に大量の応募が見込まれる一部の大学等に対し、インターンシップ実習生の受入人数の上限を事前に提示したため、学内選考が実施され、希望者の一部がインターンシップ実習に参加できない事態となっている。</p>		
意見	<p>インターンシップ実習生の受入において、受入が見込まれる課ごとの受入可能人数、受入可能期間及び実習内容等をホームページに掲載するなど、学生への情報提供を図り、より効果的なインターンシップ実習生の受入方策を検討されたい。</p>		
根拠法令・通知等	高松市インターンシップ実施要綱第2条		
内容	<p>大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校（以下「大学等」という。）は、本市によるインターンシップの実施を希望するときは、応募学生を取りまとめた上、市長に対して、書面により申込みを行うものとする。</p> <p>2 市長は、大学等から前項の申込みがあったときは、次の事項に留意して、学生の受入れの適否を決定するものとする。</p> <p>（1） 実習の目的、内容等が、インターンシップとして実施することが適当なものと認められるものであること。</p> <p>（2） 本市の業務に支障を来すおそれのないものであること。</p>		

# 行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.2

監査実施年度／対象局等

平成28年度／総務局

告示番号

高松市監査委員告示第8号

告示日

平成29年3月31日

所管課等

人事課

区分

意見【重点】

意見の項目

インターンシップ実習生の受入手続の迅速化について

意見を付す理由

受入課との間で調整が難航し、実習開始の6日前に受入課の決定通知が行われているものが見受けられるなど、その後に予定される実習生と受入課との実習内容の打ち合わせに時間的な余裕が与えられず、インターンシップ実習生の負担となっている状況である。

意見

インターンシップ実習生の受入可能人数、受入可能期間及び実習内容等を事前に各課から聴取し、受入課のコンセンサスを得る仕組みを構築するなど、実習生の受入手続の迅速化に向けた取組を検討されたい。

根拠法令・通知等

高松市インターンシップ制度の概要・手続きガイド  
「手続き等について」P1

内容

①実習2か月前までに 実施依頼書と自己紹介シートの提出  
②実習1か月前までに 実施受入課の決定・決定通知などの送付  
③実習開始までに 受入課との実習内容打ち合わせ、名札の送付

# 行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.3

監査実施年度／対象局等

平成28年度／総務局

告示番号	高松市監査委員告示第8号	告示日	平成29年3月31日
所管課等	人事課	区分	意見【重点】
意見の項目	インターンシップ制度の活性化について		
意見を付す理由	<p>インターンシップ制度における実習内容は、受入課の判断で決定しており、主に受入課の事務補助や受入課所管の施設見学等であり、実習生が主体的に取り組む内容が少ない状況である。</p> <p>また、実習の成果を発表する機会も設けられていないため、実習生にとっては士気が上がらず、受入課にとっても実習の成果を実感しづらい状況が見受けられる。</p>		
意見	<p>実習内容に、企画・提案体験等のインターンシップ実習生が主体的に取り組むことのできる内容を盛り込むほか、成果報告会を開催するなど、インターンシップ制度の活性化に向けた方策を検討されたい。</p> <p>併せて、事務補助の範囲や実習に盛り込むべき内容等を規定した、実習内容に係る共通した基準の策定を検討されたい。</p>		



# 行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.4

監査実施年度／対象局等

平成28年度／総務局

告示番号	高松市監査委員告示第8号	告示日	平成29年3月31日
所管課等	人事課	区分	意見【重点】
意見の項目	インターンシップ制度における瀬戸・高松広域連携中枢都市圏域内の連携について		
意見を付す理由	学生等に対し、瀬戸・高松広域連携中枢都市圏を形成する3市5町の特色を幅広く知る機会を提供することは、インターンシップ制度の活性化はもとより、圏域全体の活性化にも資すると考えられる。		
意見	インターンシップ実習生が、瀬戸・高松広域連携中枢都市圏を形成する複数の市町で実習に参加できる仕組みを構築するなど、同圏域内でのインターンシップ制度の連携について検討されたい。		



「瀬戸・高松広域連携中枢都市圏」では、高松市、さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、綾川町の3市5町が、連携・協力して、経済成長のけん引や都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上を目指して各種の事業に取り組みます。

## 高松市の職員提案制度について

### 1 テーマについて

民間企業では、労働者の価値観や生活、働き方に対するニーズが多様化する中で、いかに社員のモチベーションを高め、生産性の向上を図っていくかが、組織運営上の大きな課題となっている。行政組織も同様の課題を抱えており、その解決策の一つとして、多くの地方公共団体が職員提案制度を導入している。

高松市では、非常勤嘱託職員を含めた全職員から、広く行財政運営に関する提案を募り、職員の市政への参画意識の高揚及び行政の効率性の向上に取り組んでいる。

高松市監査委員は、ボトムアップによる政策形成機能としても期待される職員提案制度の運用について、「高松市の職員提案制度について」をテーマとして、内部統制のチェックの観点から、書面にて監査を行った。

なお、監査対象は、総務局 人事課行政改革推進室である。

### 2 監査のポイント

内部統制のチェックの観点から、下記の調査を行った。

(1) 全件調査

ア 人事課行政改革推進室に対する調査

採用提案の実施状況について、書面による調査を行った。

【調査結果（H29. 1. 1 現在）】

採用提案総数 71件（H18. 1以降分）

うち	実施済	46件
	実施中	3件
	準備中	1件
	検討中	15件
	未実施	1件
	実施不可	5件

(2) 市議会での質問と市長等の答弁内容

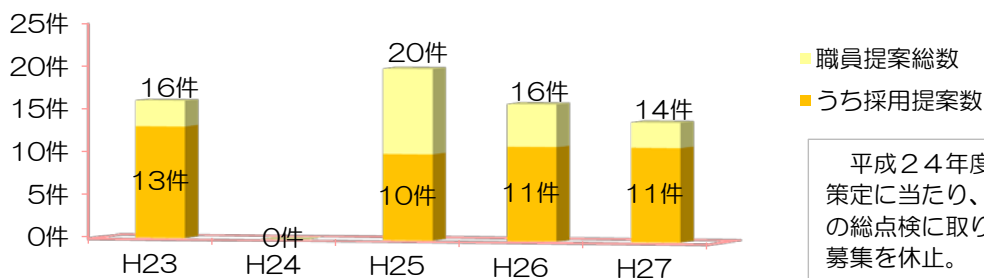
(3) 他都市での職員提案制度の運用状況

(4) 民間企業での社員提案制度の運用状況

### 3 本市における職員提案制度の特色

職員提案の採用提案数は、合併による市域の拡大後の平成18年1月以降、71件に上る。

毎年、10件を超える提案を採用しており、特に優秀な採用提案については高松市職員表彰規則に基づき、表彰を行っている。



平成24年度は、行財政改革計画の策定に当たり、全職員参加による業務の総点検に取り組むため、職員提案の募集を休止。

# 行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.5

監査実施年度／対象局等

平成28年度／総務局

告示番号	高松市監査委員告示第8号	告示日	平成29年3月31日
所管課等	人事課 (行政改革推進室)	区分	意見【重点】
意見の項目	採用提案の進捗状況の把握及び進行管理について		
意見を付す理由	採用提案の実施に関しては、職員提案実施計画書を作成した主管課に一任している。 しかし、主管課において、実施予定時期の設定が行われず長期間放置されている提案の存在が明らかになるなど、進捗状況の把握及び進行管理が適切に行われているとは言えない状況である。		
意見	採用提案の実施予定時期を設定した上で、主管課から定期的に進捗状況に関する情報を収集し、評価するなど、採用提案の進捗状況の把握及び進行管理に関し、一定のイニシアティブを取る仕組みの構築を検討されたい。		

# 行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.6

監査実施年度／対象局等

平成28年度／総務局

告示番号	高松市監査委員告示第8号	告示日	平成29年3月31日
所管課等	人事課 (行政改革推進室)	区分	意見【重点】
意見の項目	採用提案の進捗状況の公表及び周知について		
意見を付す理由	採用提案の実施状況について、市民に対する公表や提案者を始めとする職員への周知は行われておらず、情報発信が十分になされているとは言い難い状況である。		
意見	随時、市民に対する公表及び職員に対する周知を行うなど、採用提案の進捗状況の公表及び周知を検討されたい。		

# 行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.7

監査実施年度／対象局等

平成28年度／総務局

告示番号	高松市監査委員告示第8号	告示日	平成29年3月31日
所管課等	人事課 (行政改革推進室)	区分	意見【重点】
意見の項目	実効性のある採用提案の実施体制の構築について		
意見を付す理由	平成18年1月以降に採用された職員提案71件のうち、22件が実施されていない状況であり、採用後に発覚した課題に対応できず、主管課のみで検討を重ねているものが散見されるなど、採用提案の実施に支障を来している。		
意見	未実施等となっている採用提案の早期実施に当たり、主管課に対し、課題解決に向けた提案又は助言を主体的に行うなど、実効性のある採用提案の実施体制の構築を検討されたい。		

# 行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.8

監査実施年度／対象局等

平成28年度／総務局

告示番号	高松市監査委員告示第8号	告示日	平成29年3月31日
所管課等	人事課 (行政改革推進室)	区分	意見【重点】
意見の項目	職員提案制度の活性化について		
意見を付す理由	職員提案制度における提案件数が減少傾向にあるほか、人事異動連動型の職員提案制度に関し、平成26年度の制度開始以降運用実績が無い状況であり、職員全体の市政への参画意識の低下が見受けられる。		
意見	本市が受け入れる国家公務員やインターンシップ実習生等、外部の新たな視点から得た「気づき」を職員提案に繋げる仕組みを構築するほか、採用提案を自ら実施した場合のインセンティブを強化するなど、職員提案制度の活性化に向けた方策を検討されたい。		

## 内部統制としての包括外部監査制度の活用等について

### 1 テーマについて

本市の包括外部監査制度は、市長を契約者として、平成11年度から導入されており、毎年度実施される当該監査により、指摘や意見が付されている。

また、平成28年度の契約金額は12,200,000円（上限）であり、本市の一大事業として、より実効性のある運用が求められている。

加えて、第31次地方制度調査会の答申（平成28年3月16日）では、内部統制体制を整備・運用する権限と責任は長にあると考えるべきであるとされている。

高松市監査委員は、包括外部監査制度を市長による内部統制の有効な手段と捉え、「内部統制としての包括外部監査制度の活用等について」をテーマとして、今後の包括外部監査制度の活用について説明を求め、監査を行った。

なお、監査対象は、総務局である。

### 2 監査のポイント

包括外部監査制度は、市長による内部統制の有効な手段であると言えることから、下記の総務局各課の現状を踏まえて、今後の包括外部監査制度の活用について、説明を求めた。

#### 1 総務課に関して

(1) 監査後のフォローアップが、年2回の庁内電子掲示板での周知にとどまっていること

(2) 監査結果に関する相談先が、監査委員事務局とされており、契約担当課である総務課職員が主体的にフォローアップする体制になっていないこと

#### 2 コンプライアンス推進課に関して

法令遵守に関する事務を所掌する課として、違法又は改善を要するとされた案件の是正に積極的に関わるべきであると考えられること

#### 3 人事課行政改革推進室に関して

公認会計士等の専門的な知識をもった外部監査人による、第三者・民間の視点からの指摘や意見について、本市の行政改革・事務改善の参考として活用するべきであると考えられること

### 3 本市における包括外部監査

本市における包括外部監査のテーマ（直近3か年）は下記のとおりであり、外部監査人はいずれも公認会計士である。

平成28年度「上下水道事業に関する財務事務の執行について」

平成27年度「情報システムに関する事務の執行について」

平成26年度「市税・使用料及び手数料並びに関連する債権管理の事務の執行について」

# 行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.9

監査実施年度／対象局等

平成28年度／総務局

告示番号	高松市監査委員告示第8号	告示日	平成29年3月31日
所管課等	総務局	区分	意見【重点】
意見の項目	内部統制としての包括外部監査制度の活用等について		
意見を付す理由	<p>包括外部監査制度は、市長による内部統制の有効な手段であると考え、多数の監査結果（指摘・意見）について、契約担当課である総務課が主体的にフォローアップする体制はなく、法令遵守に関する事務を所掌するコンプライアンス推進課の是正への積極的関与も認められない。</p> <p>また、外部監査人の第三者・民間の視点からの指摘や意見は、本市の行政改革・事務改善に資するものである。</p>		
意見	<p>包括外部監査制度を内部統制の手段として活用するため、監査結果（指摘・意見）の是正について、総務課やコンプライアンス推進課が積極的に関わる体制を構築するとともに、監査結果を本市の行政改革・事務改善の参考とするなど、当該制度のより有効な活用策について、検討されたい。</p>		



このページからは、「財務に関するもの」及び「その他事務の執行に関するもの」

## 定期監査・行政監査結果（総務局）

結果No.

No.10

監査実施年度／対象局等

平成28年度／総務局

告示番号	高松市監査委員告示第8号	告示日	平成29年3月31日
所管課等	人事課	区分	意見
意見の項目	非常勤嘱託職員の出勤簿等について		
意見を付す理由	<p>これまでの定期監査において、全庁的に、非常勤嘱託職員の出勤簿整理等についての事務処理誤りが散見され、報酬の支給誤りにつながった事案も見受けられた。</p> <p>このことについては、出勤簿整理等を行う各課において、担当職員の知識不足や所属長の確認が十分でないことが直接の原因ではあるが、人事課が作成した非常勤嘱託制度マニュアルに実務についての詳細な記載がないことや、各課の所属長及び事務担当者に対する研修が不十分であること、また、事務処理を手作業で行っていることにも起因するものと考えられる。</p>		
意見	<p>実務に対応したマニュアルの再整備や各課の所属長等に対する研修の実施、また、労務管理システムの導入など、非常勤嘱託職員の出勤簿整理等に関する事務処理について、改善策を講じられたい。</p>		

# 定期監査・行政監査結果（総務局）

結果No.

No.11

監査実施年度／対象局等

平成28年度／総務局

告示番号	高松市監査委員告示第8号	告示日	平成29年3月31日
所管課等	危機管理課	区分	意見
意見の項目	災害対策に関する情報の市民への周知について		
意見を付す理由	<p>災害対策として、備蓄品などの日ごろの備えや災害発生時にとるべき行動について、市民に情報を発信し、周知啓発を図ることは重要なことと言える。</p> <p>しかしながら、本市ホームページ「もっと高松」内の「消防・危機管理」のページにおいては、備蓄品や災害発生時にとるべき行動などの情報は、「災害への備え」ページ内の「防災情報」のページから必要な情報を探し出さなければならず、また、当該ページに、住宅の耐震診断や耐震化に対する助成事業などの情報は掲載されていない。</p> <p>「災害への備え」とは別の「防災マップ」のページに掲載されている「たかまつ防災マップ」は、南海トラフ地震等の被害想定のほか、ライフラインの復旧見込みや地震発生時の行動マニュアル、非常用持ち出し品などについてわかりやすくまとめられており、市民の防災・減災意識の啓発に有効なものであるが、その内容を知っている者でなければ、災害への備えに関する情報として市民の目に留まる機会は少ないと思われる。</p>		
意見	<p>災害対策に関する情報の発信について、市民が必要な情報を得やすいよう、閲覧者の立場に立って、ホームページ「もっと高松」の内容を整理されたい。</p>		

# 定期監査・行政監査結果（総務局）

結果No.

No.12

監査実施年度／対象局等

平成28年度／総務局

告示番号	高松市監査委員告示第8号	告示日	平成29年3月31日
所管課等	広聴広報課	区分	意見
意見の項目	全庁におけるホームページの適切な運用について		
意見を付す理由	<p>本市ホームページの運用については、平成26年度の総務局定期監査において、最新かつ正確な情報提供が維持されていない事例が全庁的に散見されたため、広聴広報課に対して、ホームページを利用した情報提供の正確性の確保について意見を付し、平成27年6月11日付けで市長から監査委員に対して、是正措置を講じた旨の措置通知が提出されている。</p> <p>その一方、平成27年10月27日から実施した創造都市推進局の定期監査において、同局のホームページを全件調査した結果、不適正な事例が散見されたため、その改善を促すため、組織内のチェック体制の検討について意見を付した。</p> <p>その後の各局の定期監査においても、抽出により調査を実施しているが、不適正な事例が散見される状況が続いている。</p> <p>なお、現在、広聴広報課において、平成29年度末の稼働を目指したホームページ管理システムの再構築を行っており、新システムでは、リンク切れや更新頻度を自動でチェックする機能の導入等が検討されている。</p>		
意見	<p>ホームページの適切な運用について、管理システムの再構築に当たっては、リンク切れ等の自動チェックや検索の多い情報へアクセスしやすくする機能など、新システムに導入する機能について精査するとともに、新システム移行までは、広報取扱主任及び担当者に対する研修の充実や、広聴広報課職員が随時チェックを行い更新を呼びかけるなど、各課における適切な管理・運用に積極的に関与し、全庁職員の意識啓発及び適切な運用体制の構築に努められたい。</p>		

# 定期監査・行政監査結果（出納室）

結果No.

No.13

監査実施年度／対象局等

平成28年度／出納室

告示番号	高松市監査委員告示第8号	告示日	平成29年3月31日
所管課等	出納室	区分	意見
意見の項目	支出命令に係る適切な審査体制の確保について		
意見を付す理由	<p>地方自治法第232条の4第2項により、会計管理者は、「当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない。」とされ、出納室における支出命令の審査に当たっては、関係する書類の完備や検査（検収）調書の決裁状況なども含め、支出負担行為に至るまでの一連の手続が形式的・実質的に適正であることを確認した上で支出すべきものである。</p> <p>出納室においては、審査担当用マニュアルを作成するとともに、会計事務研修会の開催や出納室だよりの発行など、各課における適切な会計事務処理に向けての取組を行っているが、今年度を実施した他局の定期監査において、要綱に定める補助金等交付申請書の提出がないものや、適正な専決者による検収調書の確認がなされていないものなどについて、支出している状況が見受けられた。</p> <p>なお、審査担当用マニュアルについては、今年度末を目途に、見直し作業が行われている。</p>		
意見	<p>地方自治法の求める公金支出の適正な執行のため、「会計事務処理マニュアル」の適宜見直しや管理職員を含めた研修の充実など、各課における会計事務処理の適正化に努めるとともに、審査担当用マニュアルの見直しや研修の実施、財務事務に関するスペシャリストの育成など、審査の精度の向上を図り、より一層、適切な審査体制の確保に努められたい。</p>		

# 定期監査・行政監査結果（出納室）

結果No.

No.14

監査実施年度／対象局等

平成28年度／出納室

告示番号	高松市監査委員告示第8号	告示日	平成29年3月31日
所管課等	出納室	区分	意見
意見の項目	発注簿等他局検査について		
意見を付す理由	<p>発注簿等他局検査については、発注簿制度導入の翌年である平成24年度中に、一般の職員が他局の検査の検査員を勤めることにより、発注簿に係る財務処理への理解を深めることなどを期待して制度化されたものである。発注簿制度導入から6年度目の現在、職員の発注簿に係る財務処理への理解はある程度深まっているものの、ケアレスミスなどの軽微な誤りが散見される。</p> <p>なお、発注簿等他局検査は、24～26年度は実施されたものの、27・28年度は実施されていない。</p> <p>また、実施主体や目的等は異なるものの、発注簿に関する検査として、発注簿等の確認を委任された審査出納員（所属長）の職務状況について、出納室職員が3年間で全所属を一巡する審査出納員検査が行われている。</p>		
意見	<p>発注簿等他局検査の事務局を構成する財政課、契約監理課及び出納室において、当該検査の必要性及びあり方について、廃止を含めてゼロベースで検討されたい。</p>		

【付言】 審査出納員検査の所管課として、検査結果を基に、事務の合理化等の観点から、発注簿制度の見直しの必要性について、関係課と協議されることを期待するものである。

## 定期監査結果（病院局）

結果No.

No.15

監査実施年度／対象局等

平成28年度／病院局

告示番号	高松市監査委員告示第8号	告示日	平成29年3月31日
所管課等	病院局	区分	指摘
指摘の項目	減損会計の導入について		

用語解説	<p>【減損会計とは】                  固定資産に減損の兆候があるか否かを判定し、兆候があると判断された場合に、減損損失を計上する会計処理のこと。                  減損損失を当該事業年度の特別損失として処理する。</p>
------	--

指摘する理由	<p>これまで例月現金出納検査等で、法令等に基づきデータも示し促してきたところであるが、市民病院事業においては、地方公営企業法の改正により、減損会計を導入すべきであるにもかかわらず、平成28年度決算の調製が迫っている現段階において行われた今回の定期監査の事情聴取においても、減損処理について具体的に取り組んでいないことが明らかとなった。</p>
--------	--

指摘	<p>直ちに減損の試算等を行って減損損失を認識し、早期に減損処理の方針を打ち立てて、平成28年度高松市病院事業会計決算において、減損会計を導入すること。</p>
----	--

根拠法令・通知等①	地方公営企業法施行規則 第8条第3項第2号
-----------	-----------------------

内容①	<p>(資産の評価)                  第8条                  3 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において、帳簿価額として当該各号に定める価格を付さなければならない。                  (2) 固定資産であつて、事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきもの その時の帳簿価額から当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額を減額した額</p>
-----	---

根拠法令・通知等②	地方公営企業が会計を整理するに当たりよべき指針（総務省）
-----------	------------------------------

内容②	<p>第4章 第1節 第3 減損会計                  1 固定資産であつて、事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきものは、その時の帳簿価額から当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額を減額した額を帳簿価額として付し、減損処理を行わなければならない（規則第8条第3項第2号）。</p>
-----	--

# 定期監査結果（病院局）

結果No.

No.16

監査実施年度／対象局等

平成28年度／病院局

告示番号	高松市監査委員告示第8号	告示日	平成29年3月31日
所管課等	市民病院事務局 総務課	区分	指摘
指摘の項目	紙決裁文書の適正な取扱いについて		
指摘する理由	平成26年度実施の病院事業定期監査において、口頭注意を行ったものの改善が見られないため。		
指摘	市民病院事務局総務課における決裁文書については、決裁日や施行日等の記載のないものや、文書管理システムに保存済とされていないものなどが多数見受けられたので、適正な取扱いをされたい。		



# 定期監査結果（病院局）

結果No.

No.17

監査実施年度／対象局等

平成28年度／病院局

告示番号	高松市監査委員告示第8号	告示日	平成29年3月31日
所管課等	市民病院事務局 総務課	区分	指摘
指摘の項目	契約保証金の免除について		
指摘する理由	平成26年度実施の病院事業定期監査において、口頭注意を行ったものの改善が見られないため。		
指摘	随意契約における執行何決裁において、契約保証金の免除に係る高松市契約規則第24条第4号の適用について、執行何の段階で直ちに同号が適用されないものに適用しているものや、契約時において契約保証金免除申請書を提出させていないものが見受けられたので、適正に事務処理されたい。		
根拠法令・通知等	平成23年2月28日付け高契号外財務部長・会計管理者通知「執行何、契約事務等の取扱い（平成23年度予算執行に係る年度前準備行為及び執行何の取扱い、契約制度（財務会計制度）の見直し等）について（通知）」		
内容	契約保証金（損害賠償の予定であると解される。）の免除要件のうち、高松市契約規則第24条第4号（過去2年のうちに国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した場合に係る免除要件）を適用しようとする契約者に対しては、落札後直ちに要件を満たす契約実績に係る契約書の写しを添付した免除申請書（別紙7）を提出させること。		



# 定期監査結果（病院局）

結果No.

No.18

監査実施年度／対象局等

平成28年度／病院局

告示番号	高松市監査委員告示第8号	告示日	平成29年3月31日
所管課等	市民病院事務局 総務課	区分	指摘
指摘の項目	時間外勤務手当の集計について		
指摘	職員の時間外勤務手当については、時間外勤務命令簿の集計誤りや、割増の区分を誤っているものが見受けられたので、適正に事務処理されたい。		

【付言】 給与計算に係るシステムの導入について検討することを期待するものである。